

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

下記２の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第３条第１項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第１５条第２項又は第１７条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記５の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和７年６月３日 秋田地方法務局能代支局 登記官 戸 坂 猛

記

- 1 手続番号
第４１０１－２０２５－００３７号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
山本郡三種町大口字地藏脇１０５番２
- 3 地目
宅地
- 4 地積
５３２・９８平方メートル
- 5 意見又は資料の提出先
〒０１６－０８０３
能代市大町５番３６号
秋田地方法務局能代支局
電話 ０１８５－５４－４１１１